

令和 5 年 3 月 2 日答申

事件番号 令和 4 年 (審) 第 2 号

審査請求人 ○○○○

処分庁 大田区長 松原忠義

答 申 書

第 1 答申の趣旨

審査庁は、処分庁が令和 4 年 6 月 10 日付けで審査請求人に対して行った令和 4 年度特別区民税・都民税の税額決定（以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人が行った審査請求を棄却すべきである。

第 2 事案の概要

1 本件の概要

本件は、処分庁が審査請求人に対し、令和 4 年 6 月 10 日付けで令和 4 年度特別区民税・都民税の税額決定を行ったものであるところ、特別区民税が国民健康保険へ使われていることの周知不足は区の責任であること、国民健康保険で作成されたポスターに著名芸能人を起用することに疑問を持つこと、給与支払報告書の提出義務違反を黙認し、何ら対策を講じていないことは不公平であるとして、本件処分の取消しを求めて審査請求を行う事案である。

2 関係法令等

本件に関する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。（以下「法」という。）の定めは別紙 1 に記載したとおりである。

また、本件に関する大田区特別区税条例（昭和 39 年条例第 52 号。（以下「条例」という。）の定めは別紙 2 に記載したとおりである。

3 前提事実

(1) 勤務先からの給与支払報告書の収受

処分庁は、令和 4 年初旬、審査請求人の勤務先である〇〇会社より、令和 4 年度給与支払報告書を収受した。

(2) 審査請求人の確定申告書の収受

処分庁は、令和 4 年初旬、審査請求人より、〇〇税務署を經由して、令和 3 年分確定申告書を収受した。

(3) 本件処分

処分庁は、令和 4 年 6 月 10 日、上記給与支払報告書及び確定申告書に基づき、令和 4 年度特別区民税・都民税税額決定（本件処分）を行った。

(4) 本件処分に対する審査請求

審査請求人は、令和 4 年 8 月 22 日付けで、本件処分を取り消す旨の裁決を求める審査請求（以下「**本件審査請求**」という。）を行った。

(5) 弁明書の提出

処分庁は、令和 4 年 9 月 13 日付けで、大田区審理員に対し、弁明書を提出した。

(6) 反論書の提出

審査請求人は、令和 4 年 9 月 22 日付けで、大田区審理員に対し、反論書を提出した。

(7) 口頭意見陳述

大田区審理員は、令和 4 年 11 月 2 日、処分庁が出席した上で、審査請求人から口頭意見陳述を受けた。

(8) 審理員意見書

大田区審理員は、令和 4 年 12 月 8 日付けで、審査庁に対し、本件処分に違法性はなく、これが不当であるともいえないとして、本件審査請求を棄却すべきであるとの審理員意見書を提出した。

(9) 諮問

審査庁は、令和 4 年 12 月 27 日付けで、大田区行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対し、本件審査請求につき諮問を行った。

(10) 意見書の提出

審査請求人は、令和 5 年 1 月 11 日付けで、当審査会に対し、意見書を提出した。

第 3 本件の争点

本件の争点は、以下の点で、本件処分が違法又は不当といえるかである。

- 1 特別区民税が国民健康保険へ使われていることの周知不足が区の責任といえるか。
- 2 国民健康保険で作成されたポスターに著名芸能人を起用したことに問題あるかといえるか。
- 3 処分庁が給与支払報告書の提出義務違反を黙認しているといえるか。また、処分庁が何ら対策を講じていないことで、本件処分が著しく公平性を欠いているといえるか。

第 4 争点に関する審理関係人の主張及び審理員の意見の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件処分は違法・不当であるので取り消すとの裁決を求める。なお、本件処分に関しては、計算の根拠も示されており、違法な点はない。

- (1) 区民税が国民健康保険に使われていることの周知不足は区の責任である。審査請求人は電話ないし来庁して課税課に尋ねたが、住民税がどの程度国民健康保険に使われているかを確認する方法を知る職員はいなかった。職員ですら知らない状況では、到底区民に周知できているとはいえない。
- (2) 国民健康保険のポスターに著名芸能人を起用することに疑問を持つ。
- (3) 事業主の給与支払報告書の提出義務違反に対し、処分庁が事業主に対

して勸奨するだけでは効果がなく、何ら対策を講じていないのと同様であり、結果として本件処分は著しく公平性を欠くもので、不当といわざるを得ない。

2 処分庁の主張の要旨

以下の理由により、本件処分は適法かつ正当である。

(1) 本件処分は、法及び条例に基づいて適正に行っていること

課税処分は、確定申告書や事業所等から提出された給与支払報告書等により特別区民税・都民税の計算を行い課税することであるところ、処分庁は、令和4年初旬、審査請求人の勤務先である〇〇会社より提出された令和4年度給与支払報告書、及び〇〇税務署を経由して提出された令和3年分確定申告書を根拠に計算を行い課税をしている。

(2) 特別区民税の使途について

特別区民税の使途は本件処分に影響するものではない。

(3) 国民健康保険のポスターについて

ポスターは大田区が作成したものではなく、東京都国民健康保険団体連合会が作成したものである。

(4) 前年に給与支払報告書を提出したけれども、今年度は提出がないという場合、対象は区民であることが前提であるが、会社に問合せをしている。

3 審理員の意見の要旨

(1) 本件処分について

本件処分は、審査請求人が処分庁に対して提出した令和3年分確定申告書等に基づき、法及び条例等関係法令を適用して都民税及び特別区民税を算出し、税額を決定したものであり、違法な点はない。

(2) 特別区民税の使途の周知不足は区の責任とする主張について

法令上、区に周知義務を定めた規程はなく、周知されていないことに

ついて区が責任を負う根拠は認められない。

(3) 国民健康保険のポスターに著名芸能人を起用している点について

ポスター作成事業に著名芸能人を起用することによって多額の支出をしている国民健康保険事業に対し、特別区民税が補填されていることの不当性を主張するものと理解するが、地方公共団体の不当な支出については、地方自治法における住民監査請求（地方自治法 242 条 1 項）や住民訴訟（同法 242 条の 2）によって争う手段が規定されており、また、たとえ支出の不当性が認められたとしても、課税自体が不当となるものではない。

(4) 給与支払報告書の提出義務違反を黙認しているとの主張について

「不報税」（申告しない）として求人募集している会社に対し、質問検査権（法 298 条）及び臨検（法 22 条の 4）を行使しないとしても、いずれも行使することを義務付けられているものではなく、処分庁の裁量権の逸脱又は濫用はないため、違法とも不当ともいえない。

また、従業員が源泉徴収票を提出するだけで区民税の申告を受理していることは何ら問題はない。処分庁では、前年に給与支払報告書を提出しているにもかかわらず、当該年度に給与支払報告書を提出していない会社に対しては、提出を促す対応を行い、申告義務を果たしていないと思われる区民に対しては、検税及び申告勧奨を行っており、法令上取り得る手段は取っている。

以上のとおり、処分庁において、給与支払報告書の提出義務者や納税義務者の義務違反を知らながら、何らの対応も取っていないなどの不当な対応が行われている事実は認められないし、処分庁の対応が裁量権の逸脱や濫用にあたることは認められず、違法又は不当な点はない。したがって、結果として本件処分は著しく公平性を欠くものであり不当であるとの審査請求人の主張には理由がない。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、令和 4 年 12 月 27 日付けで審査庁である大田区長から行政不服審査法 43 条 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 1 月 27 日及び同年 3 月 2 日に開催された審査会において、調査審議した。

第 6 答申の理由

当審査会は、本件処分は適法であり、かつ、不当であるとはいえないことから、本件審査請求は棄却すべきであると思料する。

その理由の詳細は、以下のとおりである。

1 本件処分の適法性について

審査請求人が処分庁に対して提出した令和 3 年分確定申告書等に基づき、法及び条例等関係法令を適用して都民税及び特別区民税を算出し、税額を決定したものであり、違法な点はない。

2 特別区民税の使途の周知不足は区の責任とする主張について

特別区民税の使途について、法令上、区に周知義務を定めた規程はない。また、その使途が本件処分に影響するものではない。

3 国民健康保険で作成されたポスターに著名芸能人を起用することについて

ポスターは東京都国民健康保険団体連合会が作成しているものであり、大田区が著名芸能人を採用するか否かを決定できるものではない。また、著名芸能人の起用が本件処分に影響するものではない。

4 給与支払報告書の提出義務違反を黙認しているとの主張について

(1) 審査請求人は、「不報税」（申告しない）として求人募集している会社に対し、処分庁が質問検査権及び臨検を行使しないこと、また、従業員が源泉徴収票を提出するだけで区民税の申告を受理していることから、給与支払報告書の提出義務違反の会社を黙認しているため、結果として本件処分は著しく公平性を欠き不当であると主張する。

(2) 質問検査権（法 298 条）は、同条 1 項各号に定める者に対して「質問し、又は…提示若しくは提出を求めることができる。」と、臨検（法 22 条の 4）は、「犯則事件を調査するため必要があるときは、…裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検…をすることができる。」と規定されており、いずれも行使するか否かは自治体の裁量に委ねられていると解される。

もともと、自治体が行使しないことが裁量権の逸脱又は濫用にあたる場合には違法と、裁量権の行使が妥当性を欠く場合は不当と判断されるので検討する。

質問検査権の対象となり得るのは「給与支払報告書を提出する義務がある者及び特別徴収義務者」（法 298 条 1 項 3 号）であるが、「不報税」として求人募集している会社が、当該年度の 1 月 1 日に区内に居住している者を雇用し、給与を支払っているにもかかわらず、給与支払報告書を提出していないかどうかは処分庁において知り得えない。したがって、質問検査権の対象としての要件を具備しているかどうか明らかでない以上、処分庁が事業主に対して質問検査権を行使しないことが直ちに裁量権の逸脱又は濫用とは認められず、妥当性を欠くともいえない。

また、臨検は、犯則事件の調査に必要であること、裁判所の許可状を要件とし（法 22 条の 4 第 1 項）、許可状を請求する場合には、要件に該当することについて資料をもって示す必要がある（法 22 条の 4 第 4 項）ことからすれば、当該年度の 1 月 1 日に区内に居住している者を雇用し、給与を支払っているにもかかわらず、給与支払報告書を提出していない事実が明らかでない会社に対して臨検を行わないとの処分庁の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められず、妥当性を欠くともいえない。

(3) また、従業員が源泉徴収票を提出するだけで、処分庁が会社に給与支

払報告書の提出を求めないまま区民税の課税をすることについては、納税義務者に対し、法 317 条の 2 第 1 項柱書及び条例 23 条 1 項において、区民税に係る申告義務について定められ、法 317 条の 2 第 7 項及び条例 23 条 7 項において、源泉徴収票を提出させることができることが定められており、源泉徴収票の提出だけで区民税の課税をすることは何ら問題ない。したがって、この場合に質問検査権の行使をしないことが直ちに裁量権の逸脱又は濫用とは認められないし、妥当性を欠くともいえない。

- (4) 処分庁は、前年に給与支払報告書を提出しているにもかかわらず、当該年度に給与支払報告書を提出していない会社に対しては、提出を促すよう対応を行っており、申告義務を果たしていないと思われる区民に対しては、検税及び申告勧奨を行うなど、法令上取り得る手段は取っていることが認められる。

以上のとおり、処分庁において、給与支払報告書の提出義務者の提出義務違反を知りながら、何らの対策を講じていないとは認められず、処分庁の対応に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められないので、違法又は不当な点はない。

したがって、結果として本件処分が著しく公平性を欠き、不当とはいえない。

5 結論

よって、本件処分については、取消原因となるべき違法又は不当な点は認められず、不服申立手続に違法又は不当な点も認められないので、審査庁は本件審査請求を棄却すべきである。

以上

大田区行政不服審査会

会長 菅 沼 篤 志

委員 面 川 典 子

(答申第 18 号)

委員 金 矢 拓

(別紙 1)

地方税法

22 条の 4

当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属する地方団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この款において同じ。）を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下この節において同じ。）をすることができる。ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができる。

2 から 3 まで 略

4 当該徴税吏員は、第 1 項又は前項の許可状（第 22 条の 19 第 4 項及び第 5 項を除き、以下この款において「許可状」という。）を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

5 から 7 まで 略

298 条

市町村の徴税吏員は、市町村民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第 1 号から第 3 号までの者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られ

る記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第 1 項第 1 号及び第 2 号において同じ。) その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

- (1) 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- (2) 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- (3) 給与支払報告書を提出する義務がある者及び特別徴収義務者
- (4) 前 3 号に掲げる者以外の者で当該市町村民税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 以下略

317 条の 2

第 294 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」と総称する。)又は所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等(以下この節において「公的年金等」という。)の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(政令で定めるものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(同法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若

しくは雑損失の金額の控除若しくは第 314 条の 7 第 1 項（同項第 4 号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第 5 項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第 11 項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。）並びに所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

- (1) 前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額
- (2) 青色専従者給与額（所得税法第 57 条第 1 項の規定による計算の例により算定した同項の必要経費に算入される金額をいう。）又は事業専従者控除額に関する事項
- (3) 第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除に関する事項
- (4) 第 313 条第 9 項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項
- (5) 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項
- (6) 寄附金税額控除額の控除に関する事項
- (7) 扶養親族に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項

2 市町村長は、第 317 条の 6 第 1 項の給与支払報告書又は同条第 4 項の公的年金等支払報告書が 1 月 31 日までに提出されなかつた場合において、市町村民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、これらの規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたものを指定し、

その者に前項の申告書を市町村長の指定する期限までに提出させることができる。

3 第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（前 2 項の規定により第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3 月 15 日までに、総務省令で定めるところにより、これらの控除に関する事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

4 第 1 項ただし書に規定する者（第 2 項の規定により第 1 項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3 月 15 日までに同項の申告書を提出することができる。

5 第 294 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、第 314 条の 7 第 1 項（同項第 4 号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、3 月 15 日までに、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

6 第 1 項又は第 4 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する第 294 条第 1 項第 1 号に掲げる者が、第 1 項の申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

7 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、当該市町村の条例で定めるところにより、第 294 条第 1 項第 1 号に掲げる者の

うち所得税法第 226 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第 4 項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、当該市町村の条例で定めるところにより、第 294 条第 1 項第 2 号に掲げる者に、賦課期日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、当該市町村の条例で定めるところにより、新たに第 294 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなつた者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

大田区特別区税条例

23 条

第 9 条第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 19 条の 2 の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第 10 条第 2 項に規定する者（施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 から 6 まで 略

7 区長は、区民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第 9 条第 1 号に掲げる者のうち所得税法第 226 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付

されるもの又は同条第 4 項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 略